

## お申し込み手続き

- 別紙加入申込書兼預金口座振替申込書に車のナンバー・型式・掛金等必要事項をご記入下さい。
- 組合員加入資格のある方は、出資金1口100円を初回掛金と合わせて払込み下さい。(初回口座振替は、出資金と初回掛金をご指定の口座から口座振替でお支払いいただきます。)2回目以降の掛金は、自動引き落とし(口座振替)となります。
- 共済期間は1年間です。責任の始期は共済掛金を払い込んだ翌日の午前0時からです。(初回口座振替は、共済掛金を口座振替でお支払いいただいた日の属する月の1日午前0時からです。)
- お申し込みの際の捺印は金融機関届け印をお願いします。

### お支払いできない主な場合

- ・事故の原因が共済契約者または運転者もしくは被害を受けた者の故意による時。
- ・無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。
- ・酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。
- ・事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象による時。
- ・事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波による時。
- ・事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による時。
- ・当組合は、原因のいかんを問わず、傷害を被った者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。

※取扱代理所は引受共済組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・掛金の領収・掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。

お問い合わせは

### 個人情報の取扱いについて

県共済は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供などを行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳細につきましては、県共済までお問い合わせ下さい。

### ご加入時の注意点

申込書は正確にご記入ください。記載内容が事実と異なる場合は、共済金をお支払いできない場合があります。

### 掛金のお支払いは便利な口座振替(自動更新)をご利用ください

- ・共済掛金と出資金(一口100円)を申込書にそえて(初回口座振替は申込書のみ)取扱代理所へお申し込み下さい。
- ・2日目、2回目以降の掛金は、ご指定の預金口座から自動口座振替でお支払いいただきます。但し、取扱いは、提携金融機関に限ります。

### 掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合…掛金は損金に算入できます。  
契約者が個人事業主の場合…掛金は必要経費に算入できます。

### ご契約後の注意点

ご加入いただいているお車を変更されたいときは、取扱代理所または県共済までご連絡ください。お届けいただいていない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

※「まごころ共済」は「自動車事故費用共済」の愛称です。  
このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、約款・重要事項説明書等をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または県共済までお問い合わせください。

### 県共済

長崎県火災共済協同組合  
〒850-0031 長崎市桜町4番1号  
長崎商工会館8階  
TEL 095-822-9695 FAX 095-822-9637

# まごころ共済

自動車事故費用共済

## 重い加害事故の債務 人身事故にもうひとつの安心

◎補償に関しては、被傷害者が**契約者側か相手側か**によって支払い内容が異なります。

**共済契約者側**に  
自動車事故に起因する死亡、  
後遺障害または入通院に係る共済金  
請求事由が発生したときは中面記載の  
共済契約所定の共済金額を  
**全額**払います。

**事故相手側**に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは以下の条件のとおり共済金を支払います。  
①『事故』は契約者側に過失がある『交通事故』であること  
②共済契約証書記載の『共済金額』は支払限度額とし、**共済契約者が負担した実費を共済金額の範囲内で補償**します。  
経済的損失は領収書または証拠書類によって確認された額となります。



 **長崎県火災共済協同組合**

# もし加害者になってしまったら...

あなたの誠意をカタチに、  
県共済が応援します。

## もしものとき...お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思いませんか? もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら...

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

補償内容		
すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。		
	負傷者(被害者)が	
	契約者側の場合	相手側の場合
<b>死亡共済金</b> 事故の日から180日以内に死亡されたとき (1事故につき)	<b>300万円</b>	共済契約者の経済的負担を補うため <b>合計 300万円</b> までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金(一時金として支給) <b>30万円</b>
<b>後遺障害共済金</b> (障害級別による)	<b>12~300万円</b>	算定された額を限度として実費を支給 <b>12~300万円</b>
<b>入通院共済金</b> 365日(事故より1年間)または300万円程度限度	(1人あたり) 入院日額 <b>4,500円</b> 通院日額 <b>2,250円</b> 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により <b>合計 300万円</b> までの実費を支給
<b>入通院臨時費用共済金</b> (1事故につき)	—	契約者側にも過失のある場合(3日以上の通院または入院で、一時金として支給) <b>30,000円</b>
<b>対物担保特約</b> (1事故につき)	—	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき(1共済期間内に1回) <b>30,000円</b>

\*共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。(特約を除く)

## あなたが人身事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに運びません。

### ★示談交渉までにとるべき措置としては、

- ・死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
- ・傷害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分に行って、誠意のあることを態度で示すことが必要です。

### ★示談交渉をはじめる時期は、

- ・死亡事故の場合は四十九日の法要がすんだころ。
- ・傷害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、軽傷であれば傷が治ったころが一般的です。

### 必要な費用は

#### 相手方が死亡した場合 相手方が入院した場合

香典 供花料 葬儀費用 あなたの喪失利益 諸費用	お見舞いの費用として 菓子、果物、生花代、 療養雑費、交通費等 が必要となります。
--------------------------------------	--

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

## こんな時こんなお支払いをします。

### 歩行者を跳ねて死亡事故を起こした



\*相手が死亡した。  
死亡事故共済金として3,000,000円を支払い限度として実費を契約者にお支払い。

### 追突事故を起こして



\*相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した。  
\*相手の車両に20,000円以上の損害があった。  
(相手)4,500円×10日×2名=90,000円  
(対物)30,000円  
30,000円+90,000円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。

### 自分が追突されて



\*全く契約者に過失が無い場合  
\*自分が20日通院、相手1名(運転手)が死亡した。  
(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い(相手)お支払いできません  
計45,000円を契約者にお支払い。

### 自損事故を起こして



\*自分と同乗者がそれぞれ10日入院した。  
(自分)4,500円×10日×2名=90,000円定額払い  
90,000円を契約者にお支払い。

### 出会い頭の事故を起こして



\*相手1名(運転者)が30日、自分が20日通院した。  
\*相手の車両に20,000円以上の損害があった。  
(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い  
(相手)2,250円×30日=67,500円 67,500円を支払い限度として契約者が負担した実費をお支払い。  
(対物)30,000円  
合計75,000円+67,500円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。

### 対物事故を起こして



\*電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった。  
(対物)30,000円  
30,000円を契約者にお支払い。

### この制度の特色

- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- 2 お支払いは迅速です。必要な費用...香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
- 3 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
- 4 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
- 5 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。

## ◎共済掛金(車両1台につき)

車種	ナンバープレート	プレートの色	年掛掛金	月掛掛金
① 自家用乗用自動車	3・5・7	白	10,000円	1,000円
② 自家用軽乗用自動車	5	黄	5,500円	550円
③ 自家用普通貨物自動車(2t超)	1	白	17,500円	1,750円
④ 自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	白	14,500円	1,450円
⑤ 自家用小型貨物自動車	4	白	10,000円	1,000円
⑥ 自家用軽貨物自動車	4	黄	5,500円	550円

注) 車種がご不明な場合は車検査証にてご確認ください。②⑥車種1台(月払)のご契約は年掛でご加入ください。  
③④の重量は積載量です。ナンバープレート欄の数字は陸運局名右隣の左端の数字です。  
尚、各車種掛金には、対物担保特約掛金を含んでいます。

### ご契約できない車両

事業用軽自動車 共済450° り12-34	事業用自動車 共済500° あ12-34
自動二輪車	左記以外の車種